

## 8 訪問系サービスに係る留意事項

## 9 訪問系サービスについて

### (1) 重度障害者等包括支援の活用について

重度障害者等包括支援は、障害支援区分6の重症心身障害者や行動障害を伴う者等の最重度の障害者等に対して、日々の体調の変化等に応じて、重度訪問介護や生活介護等の障害福祉サービスを組み合わせて柔軟に提供できる仕組みのサービスである。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、支援を必要とする者に対してサービス提供を行う公平性の観点から、「寝たきり状態にある者」に係る対象者要件について、「寝返り」だけでなく、「起き上がり」又は「座位保持」において全面的な支援が必要と認定された場合も対象とすることとしたので、地域における最重度の障害者等のニーズや支援体制等を踏まえ、重度障害者等包括支援の事業実施を検討いただくよう管内の障害福祉サービス事業所等に対して周知をお願いしたい。

また、重度障害者等包括支援の実施方法等については、令和元年度厚生労働科学研究費補助金の「重度障害者等包括支援事業の実施方法及び運営方法に関する研究」において、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が別添のとおりリーフレットを作成しているので、管内の障害福祉サービス事業所等に周知をお願いしたい。

### (2) 入院中の重度訪問介護の利用について

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとされたところであるが、病院等の側においてそのことが理解されておらず、利用者が入院時にヘルパーの利用を認めてもらえないといった声が寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成28年6月28日付け保医発 0628 第2号厚生労働省保険局医療課長通知）により、「看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない」とされているところであり、これは、保険医療機関等による当該付き添いに係る諾否を要せず入院中の支援者の付き添いが可能であることとされたものである。その取扱いについては、地方厚生局等を通じて各医療機関に周知を図っているところであるが、各都道府県・市町村におかれても、医療関係部局と連携の上、病院等へ制度の

周知にご協力いただきたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規定による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等の職員と十分に調整した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。

### (3) 同行援護について

#### ① 同行援護従業者要件の経過措置について

地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、令和3年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなす経過措置を設けているが、本経過措置については令和6年3月31日まで延長する。

また、視覚障害者等に対して適切な同行援護を提供するため、各都道府県におかれては研修機会の確保とともに、同行援護事業所等に対して同行援護従業者養成研修の受講の勧奨に努めていただきたい。なお、受講の促進に当たっては、地域生活支援促進事業における「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」も活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

#### ② 同行援護従業者養成研修カリキュラムについて

同行援護従業者養成研修については、カリキュラムの充実や、盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラムとの適切な免除科目設定の検討のため、来年度において調査研究を行う予定であり、当該調査研究を踏まえてカリキュラムの見直しを予定しているため、予めご承知おき願いたい。

#### ③ 盲ろう者に係る国庫負担基準について

国庫負担基準は利用者個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限であり、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない者から多い者に回すことが可能な仕組みとなっている。

盲ろう者は支援のための所要単位数が比較的多い者である場合が想定されるが、機械的に国庫負担基準単位数を所要単位数で除して支給量を決定

するのではなく、利用者一人ひとりの障害の程度、介護者の状況や利用意向等を踏まえ、サービスの必要度が低い者から高い者へ回すなど、市町村内での柔軟な対応による適切な支給量の設定にご留意いただきたい。

#### (4) 行動援護について

##### ① 居宅内での行動援護の利用について

行動援護については、平成 26 年 4 月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することが可能であるが、アセスメント等のための利用以外であっても、居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、従前より外出の前後に限らず居宅内でも行動援護を利用可能であるので、利用者が必要なサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

##### ② 行動援護従業者養成研修等の旧カリキュラムによる実施の経過措置

行動援護従業者養成研修及び重度訪問介護従業者養成研修カリキュラムについては、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号)において規定しているが、令和 3 年 3 月 31 日までの間は、改正前のカリキュラムで研修を実施しても差し支えないとする経過措置を設けている。

今般、改正前のカリキュラムにより令和 2 年度中に実施予定だった研修が新型コロナウイルスの感染拡大を理由に、やむを得ず令和 3 年 4 月以降に延期になるとの事例が複数確認されたことから、強度行動障害支援者養成研修と同様に、原則として令和 3 年度は改正後のカリキュラムにより実施するものとしつつ、改正前のカリキュラムにより実施することも可能となるように、当該経過措置を令和 4 年 3 月 31 日まで延長する予定であるので予めご承知おき願いたい。

##### ③ 支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 171 号) 第 36 条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるので、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

#### ④ 従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けているが、当該経過措置を令和3年3月31日までから令和6年3月31日までに延長することとする。ただし、令和3年度以降に新たに介護福祉士や実務者研修修了者等の資格を取得するものは、本経過措置の対象外となるのでご留意願いたい。

令和元年度に厚生労働省が実施した調査では、経過措置対象である従業者の12%が行動援護従業者養成研修課程の修了予定がないとの調査結果であったため、各都道府県におかれては当該状況を把握し、この経過措置期間中に、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講することを促進し、経過措置経過後も行動援護従業者等として確保されるよう努められたい。

#### (5) 訪問系サービスの従業者の養成について

##### ① 居宅介護等従業者の養成について

居宅介護等従業者の養成については、各都道府県において実施され、地域生活支援事業により、その経費の補助を行っているところであるが、居宅介護事業所等においては、依然として従業者が不足している状況にある。

各都道府県においては、多くの人材に研修を受講していただけるよう、開催場所や回数等に配慮の上、引き続き、従業者養成研修の着実な実施をお願いしたい。

##### ② 資格取得の勧奨について

訪問系サービスの質の向上のため、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては引き続き勧奨されたい。

#### (6) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

##### ① 支給決定事務における留意事項について【関連資料1】

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準(個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準)を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」(支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合)として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

## ② 重度訪問介護等の適切な支給決定について【関連資料 2】

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」(平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

(ア) 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1 日につき 3 時間を超える支給決定を基本とすること。なお、個々の支給量は、当該利用者にどのような支援が必要かを個別具体的に判断すべきものであり、一律に 3 時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。

(イ) 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが 1 日に複数回行われる場合の 1 回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

(ウ) 利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。

短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行

う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

- (エ) 重度訪問介護は、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護等を総合的かつ断続的に提供するサービスであるが、利用者から「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応する見守りを含むサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。介護保険を参考に一律にサービス内容を制限されている。」といった声が寄せられているところである。

重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。

なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱い等について」（平成12年11月16日付老振第76号）は、重度訪問介護には適用又は準用されないことに留意されたい。

また、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位交換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、医療的ケアの有無だけでなく、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うよう、管内市町村へ周知されたい。

- イ 同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。

居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

### ③ 居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合

- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

#### ④ 支給決定の際に勘案すべき事項について

障害福祉サービスの支給要否決定は、障害支援区分だけでなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行うこととされている。

これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」（平成 19 年 3 月 23 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で既にお示ししているところであるが、平成 30 年度にこの通知を改正し、改めてその旨周知しているので、介護給付費の支給決定に当たっては、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。

また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。

#### (7) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

平成 30 年度より地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を実施しているところである。

本事業は、重度障害者が大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）において必要な支援が受けられずに修学を断念することがないように大学等において、修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものである。

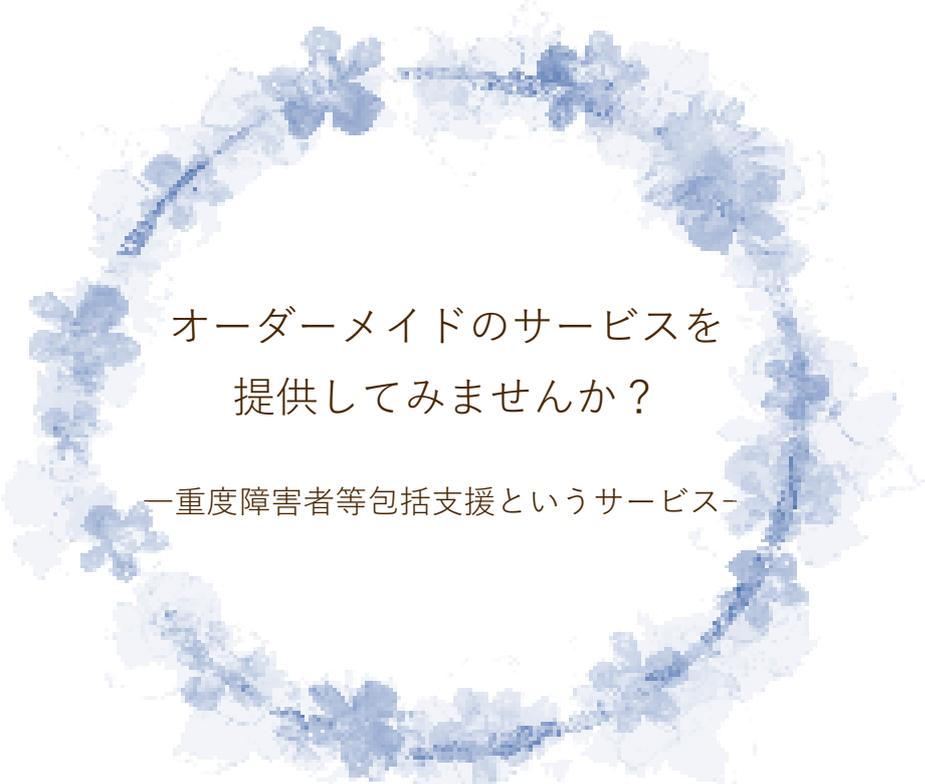
各都道府県におかれては、管内市町村に対し、本事業の趣旨等を踏まえ重度障害者の修学（入学予定を含む）先の大学等と連携し積極的な実施について周知するようお願いしたい。

このリーフレットを手に取ったみなさまへ

このリーフレットは、両面から読めるようになっています。こちらは表です。

表から読むと**事業所や自治体向け**の情報（事業のはじまりや現状、事業所の仕事の内容等）を、重症心身障害のある方（Ⅱ類型）の架空事例を用いながら、裏から読むとご家族向けの情報（事業対象者や利用の流れ等）を、行動障害が現れている方（Ⅲ類型）の架空事例を用いながら紹介しています。

あまり多く知られていない重度障害者等包括支援について、このリーフレットにより広く周知され、重度障害者の地域生活継続の一助になればと願っております。



## オーダーメイドのサービスを 提供してみませんか？

—重度障害者等包括支援というサービス—

昔は、サービスの種類ごとに、支給量が決められていました。

居宅介護●time、生活介護●days、短期入所●days、

相談支援専門員さんが、一所懸命考えて僕の生活が困らないように決めてくれました。

でも、ボクの家族や支援者は、少しだけ悩んでいることがありました。

それは、ボクの心身の状態が安定しないということ・・・。

・  
・  
・

そんな悩みは、



2006年の秋に少しだけ解消されました。

## 登場人物

ボク



生まれつき身体と知的に重たい障害があるボクは、常に酸素吸入が必要な状態で、沢山のサービスと、父、母、弟のサポートを受けながら、家族と一緒に生活しているよ。最近、引っ越ししてきたばかりだから、少し落ち着いたら街を探検してみたいな。

わたし



自閉スペクトラム症のわたしは、今の社会に生きづらさを感じる場面が多いの。いろいろなことをうまく伝えられなくて、父や母にあたってしまうことも……。最近、グループホームでの生活をはじめたんだけど、なんだか落ち着かなくて……。でも、重度障害者等包括支援で顔馴染みのヘルパーさんが一緒にいてくれるから、少しだけ安心できるかな。

## 重度障害者等包括支援のはじまり

2006年の10月、ボクは20歳になりました。そして、前より生活がしやすくなりました。なぜなら「重度障害者等包括支援」という新しいサービスができたから。

色々なサービスを、日々の心身の状態等に合わせて使えるようになったから、「明日の体調はどうか？」

ということ、ボクも家族も事業所も心配しすぎることがなくなって……。気持ちがとても楽になったんだ。

漢字が10個も並んでいるから、ボクにはちょっとだけ難しいサービスの名前。

だけど、「重度の障害のある人の生活全体を考えながら支援してくれるサービスなんだ」ということがわかるから、ボクは気に入っているよ。



ボク以外に重度障害者等包括支援を利用している人は全国に約**30**人いるよ

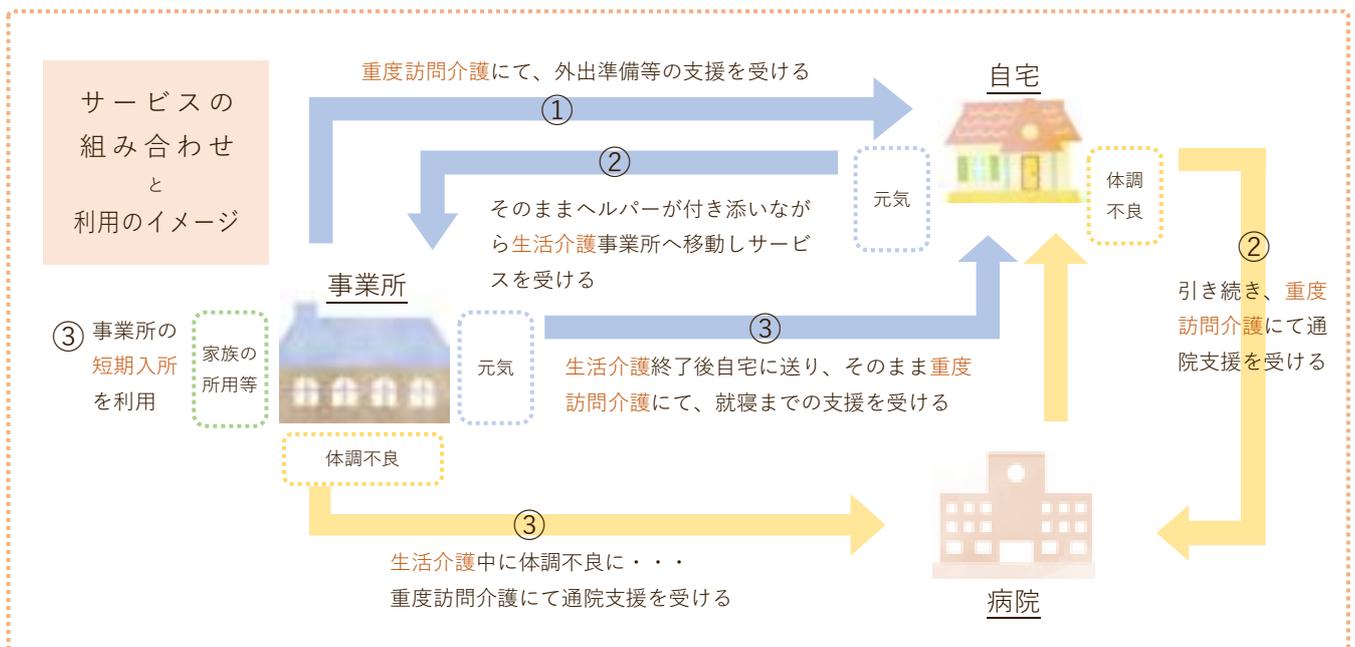
全国に……。とはいっても、実際に指定を受けている事業所は、**13都道府県**に**20事業所**だけ。

他のサービスに比べると利用している人がとても少ないんだ。

なぜなら、重度障害者等包括支援は、本当に重い障害のある人しか利用できないサービスだから。

## ボクの暮らし

- ・酸素吸入が必要なボクは、24時間酸素マスクを外すことができないんだ。
- ・寝ている間も、酸素マスクが外れていないか確認してもらわないといけない。
- ・だからお母さんはいつも寝不足気味。でもお母さんは疲れた顔を見せずに頑張ってくれる。
- ・そんなお母さんを、お父さんはすごく心配して、市役所に相談にいったんだ。
- ・市役所の職員さんがいいことを教えてくれたよ。
- ・重度訪問介護を使って、夜間の見守りをサービスに委ねるのはどうですかって。
- ・早速、週3日だけ利用してみることにしたよ。
- ・そうしたらね、最近、お母さんの口数が増えたような気がするんだ。
- ・今度は日中のサービスも使ってみようかね？ってみんなで相談しているところ。
- ・ちょっと心配なのが、**時折体調が急に悪くなってしまう**こと。その時はすぐに受診が必要で・・・。
- ・ここで再び市役所の職員さん。重度障害者等包括支援は、**体調の変化等に合わせて柔軟にサービスを調整することができますよ**、っていうことも教えてくれた。
- ・お父さんが“んっ？”て顔をしていたら、市の職員さんがイメージ図を見せてくれたよ。
- ・下の図がそれ。生活介護事業所が重度障害者等包括支援の指定をとってサービスを提供する際のイメージだって。

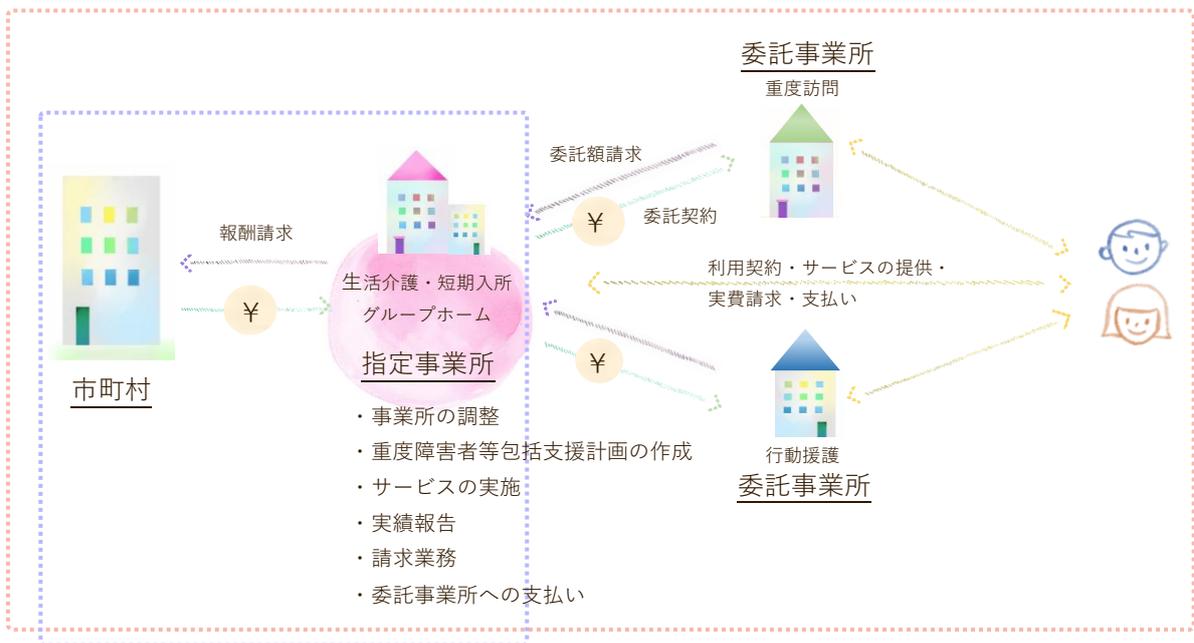


・そんなこんなで・・・来月からのボクの重度障害者等包括支援計画表

	月	火	水	木	金	土	日・祝	
6:00	家族が支援		家族が支援		家族が支援	家族が支援		
8:00								
10:00	生活介護 6時間	生活介護 6時間	生活介護 6時間	生活介護 6時間	生活介護 6時間			
12:00								
14:00								
16:00								
18:00	家族が支援	重度訪問介護 18時間／1日	家族が支援	重度訪問介護 18時間／1日	家族が支援			重度訪問介護 18時間／1日
20:00								
22:00								
0:00								
2:00	家族が支援				家族が支援			
4:00								

## 重度障害者等包括支援 指定事業所のしごと

- ・ひとつの法人でさまざまなサービスを提供する場合 
- ・複数の法人と連携してサービスを提供する場合  とで異なります。



## 事業者が語る 重度障害者等包括支援を提供して想うこと

### 指定をとった経緯

- ・我々の施設では、障害者自立支援法施行以前から重度障害者の地域生活を支援しており、法施行後も引き続き支援するためには、重度障害者等包括支援が必要だったから・・・
- ・うちの施設では、自治体からお願いされ「これで重度の方が地域での生活が継続できるのならば・・・」と想って、指定をとった
- ・私どもの地域では、地域生活の継続に大きな課題のある事例の支援方法に悩み、自治体、事業所、関係者で何度も何度も話し、その結果、重度障害者等包括支援で支えることになったため指定をとりました

それぞれ指定をとった経緯は異なるけれど、“**重い障害があっても地域での生活を継続できるサポートをしていきたい**”という気持ちは、みな共通しています。

### 見えてきた課題

- ・重度障害者等包括支援は、区分6の障害者の中でも、日々の心身の状態が安定しにくい人が主な対象となります。本人の状態によって、サービス提供責任者がサービスを調整できる唯一のサービスであることが最大の魅力です。それゆえ**事務が煩雑**で、なかでも、毎月の**請求業務の負担**は、とても大きなものとなっています。
- ・また、複数の法人と連携してサービスを提供する場合の指定事業所の立ち場として、予期せぬ事故等、何かあった際の責任の所在や、費用の折半方法にも、気を遣わずにはられません。

### それでも、重度障害者等包括支援のサービスを提供し続けるのは・・・

- ・このサービス体系でないと、地域生活の継続や社会参加の機会が奪われてしまう人たちがいるからです。





## 重度障害者等包括支援 の 指定を受けるための要件

### 人員基準

- ・管理者を配置（常勤。兼務可）
- ・サービス提供責任者 を 1 人以上配置（うち 1 人は常勤。兼務可）  
※サービス提供責任者の資格要件（居宅介護のサービス提供責任者とは異なることに注意）
  - ①相談支援専門員の資格を有している。
  - ②重度障害者等包括支援の利用の対象となる者に対する支援を行う事業所における実務経験が 3 年以上ある。

### 運営基準

#### ■事業所の体制

- ・ 重度障害者等包括支援以外に、障害福祉サービス（療養介護及び外部サービス利用型共同生活援助を除く）又は障害者支援施設の指定を受けている。
- ・ 利用者からの連絡に随時対応できる体制をとっている。
- ・ 自ら又は第三者に委託することにより 2 以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保している。
- ・ 対象者（Ⅰ～Ⅲ類型）に関する専門医を有する医療機関と協力体制がある。

#### ■障害福祉サービスの提供に係る基準

- ・ サービス提供に関し、利用者との関係では、重度障害者等包括支援事業者が、その内容・質等について責任を負う仕組みであることから、必ずしも指定障害福祉サービス事業所によりサービスが提供される必要はないが、提供されるサービスにより以下の要件を満たすこと。
  - ①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護については、同居家族によるサービスの提供ではないこと。また、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援及び自立生活援助については、重度障害者等包括支援計画に定められた支援を適切に遂行する能力を有する者であれば足り、研修修了等の資格要件は問わない。
  - ②生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援については、指定基準を満たしていなくても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 80 条第 1 項及び同法第 84 条第 1 項に基づく基準（最低基準）を満たしていればよい。
  - ③短期入所又は共同生活援助については、指定障害福祉サービス基準を満たす必要がある。
  - ④重度障害者等包括支援（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所又は共同生活援助に限る。）の提供を、個々の障害福祉サービスとしての指定生活介護等の利用者への提供と併せて行う場合の定員や利用者数については、合計して算定するものとする。また、このとき、指定生活介護等における報酬の請求に当たっては、当該合計した人数を利用定員とした場合の報酬を請求するものとする。

## 重度障害者等包括支援 報酬 と 加算（※2019年2月15日改定）

### 基本報酬

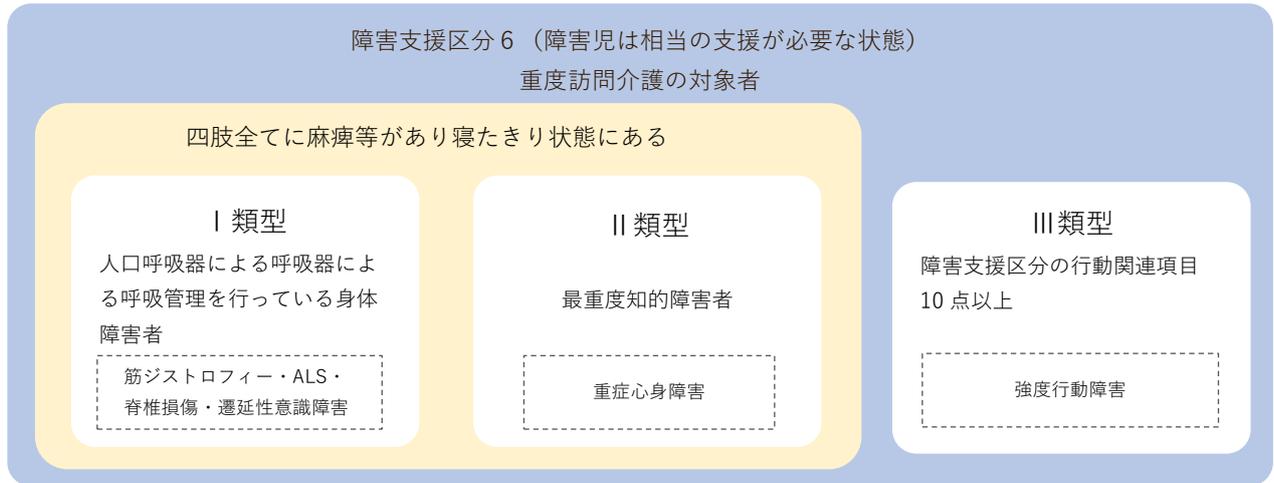
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助
  - (1) 所要時間 1 時間未満の場合 202 単位
  - (2) 所要時間 1 時間以上の場合 302 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 100 単位を加算した単位数
  - (3) 所要時間 12 時間以上の場合 2,500 単位に所要時間 12 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 98 単位を加算した単位数
- 短期入所 949 単位
- 共同生活援助 1,000 単位

### 算定できる加算

- ・ 2 人の従業者による場合（居宅介護等において算定可能）
- ・ 早朝、夜間、深夜に支援した場合の加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）
- ・ 特別地域加算（生活介護等、自立生活援助又は就労定着支援において算定可能）
- ・ 喀痰吸引等支援体制加算（居宅介護等において算定可能）
- ・ 利用者負担が「一般 1 世帯」以下の者に支援した場合の加算（短期入所において算定可能）
- ・ 医療連携体制加算（短期入所又は共同生活援助において算定可能）
- ・ 地域生活移行個別支援特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 精神障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 強度行動障害者地域移行特別加算（共同生活援助において算定可能）
- ・ 送迎加算（短期入所において算定可能）
- ・ 初回加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算
- ・ 福祉・介護職員処遇改善特別加算

## 重度障害者等包括支援 を利用できる人はどんな人？

3つのタイプのいずれかに該当すれば利用できるよ。ボクはII類型  わたしはIII類型 



## 重度障害者等包括支援 てどんなサービスなの？

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（外部サービス利用型除く）の11個のサービスから選んで組み合わせることができるよ。

	重度訪問介護	重度障害者等包括支援
報酬単価		4時間 802単位※12時間以上 4時間 781単位
対象者の年齢・障害支援区分	15歳以上・4以上	0歳以上・6以上
共同生活援助（GH）での利用の可否	×	○
ヘルパーの資格要件	あり	なし



## 重度障害者等包括支援 の利用の流れ

他の福祉サービスを利用する時と同じ手続きだよ。主な流れは以下のとおりだよ。



①サービス等利用計画案の作成	相談支援事業所でサービス等利用計画案を作成してもらい、市町村に提出します。 重度障害者等包括支援の指定を受けている事業所を探します。
②支給決定	使えるサービスと量が決まります。
③サービス等利用計画の作成	サービス等利用計画を完成させます。
④重度障害者等包括支援計画の作成	重度障害者等包括支援の指定事業所のサービス提供責任者に作成してもらいます。 重度障害者等包括支援計画には、以下の内容が書き込まれます。 ・具体的なサービス内容 ・利用する人の状態等により発生するニーズに柔軟に対応するための体制 ・急な支援内容の変更に伴う具体的な調整方法 ・緊急時の対応方法 等
⑤サービスの利用	
⑥計画の見直し・調整	サービス提供責任者の判断で計画を変更することができます。 緊急や短期間での状態像やニーズの変化に、迅速かつ柔軟に対応します。

わたしの暮らし



- ・自閉症スペクトラム症で重い知的障害のあるわたしは、状態が安定しないことが多いの。
- ・最近、グループホームに引っ越したから余計に。
- ・夜、眠れないときもあるし、身体がとても重たくてつらい日もあるし・・・。
- ・でも、そんな想いを上手に伝えられなくて。引っ越ししてきたばかりだから、グループホームの支援員さんも、すぐには気付いてくれないし・・・。
- ・部屋の扉や壁を蹴って伝えようとするんだけど、なかなかうまく伝わらない。
- ・でもね、グループホームに引っ越す前からわたしの支援をしてくれていて、**わたしの障害特性をよく知ってくれている支援員さんが、グループホームや生活介護事業所の活動と一緒にきてくれるの。**
- ・その支援員さんが、わたしの対応に慣れていないグループホーム等の支援員さんに、わたしの障害特性について色々伝えてくれるから、少しずつだけど、居心地がよくなってきたの。
- ・実はその支援員さん、重度障害者を支援する上で必要な**資格は何も持っていない**んだけどね。
- ・でも、わたしの気持ちや気になることをよく理解してくれる。
- ・この支援員さんが一緒じゃなきゃ、グループホームへの引っ越しはできなかったかな。
- ・わたしにとっては、かけがえのない存在。
- ・日中は生活介護に通っているんだけど、日によって外出が難しい日もあるの。
- ・わたしは気温と服装に強いこだわりがあるから・・・。
- ・行ったら行っただけケガをして、急に通院が必要になるときもあるし。
- ・だから、その日、そのときの状態に合わせてサービスの変更ができる**重度障害者等包括支援は、わたしが地域での生活を続けるにあたって、なくてはならないサービスなの。**
- ・そんなわたしの重度障害者等包括支援計画表だよ。※は緊急時の対応のために組み込んでもらっているよ。

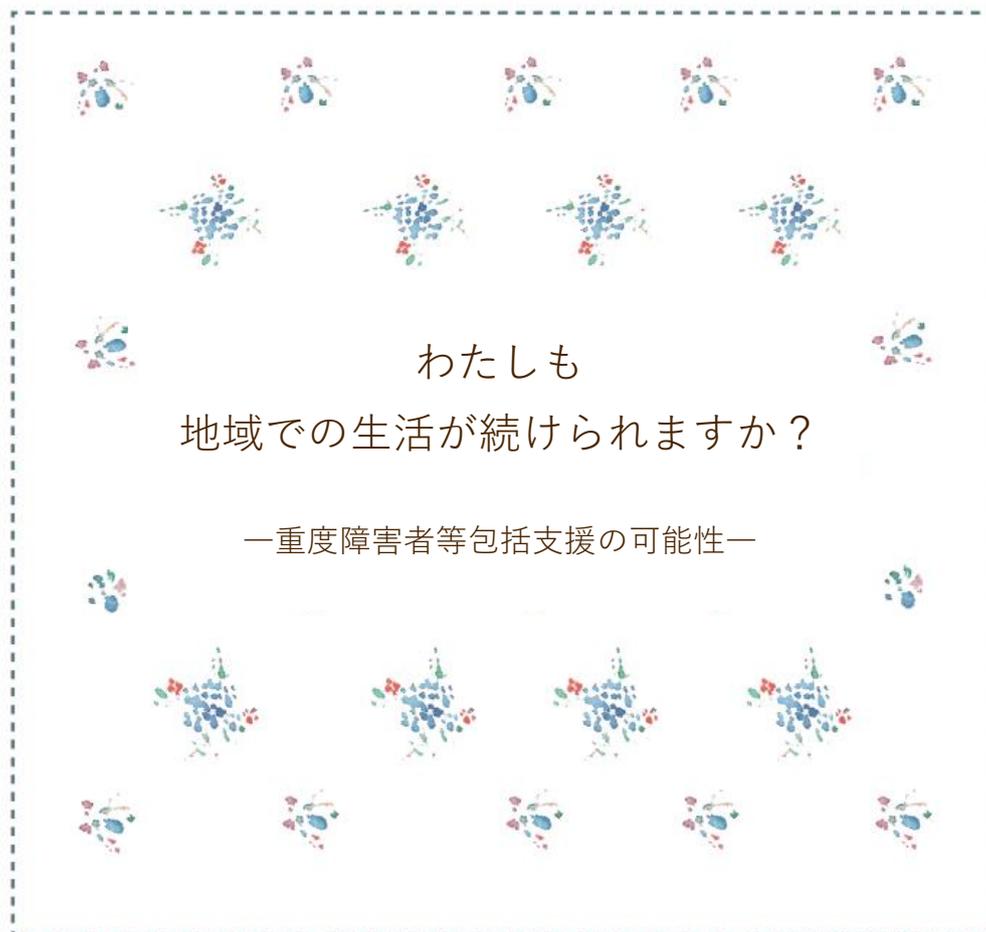
	月	火	水	木	金	土	日・祝
6:00	行動援護 1 時間						
8:00	身体介護 2 時間						
10:00	生活介護 6 時間	身体介護 1 時間					
12:00							
14:00							
16:00	身体介護 1.5 時間						
18:00				※行動援護 1 時間			※行動援護 1 時間
20:00	身体介護 1.5 時間						
22:00							
0:00		※行動援護 1 時間				※行動援護 1 時間	
2:00							
4:00							

- ・朝、スムーズに生活介護事業所に行けないときは、グループホームで身体介護と行動援護で支援を受けているよ。
- ・早朝に組み込んでいる行動援護は、不眠時等の対応のためだよ。

このリーフレットを手に取ったみなさまへ

このリーフレットは両面から読めるようになっています。こちらは裏です。

表から読むと事業所や自治体向けの情報（事業のはじまりや現状、事業所の仕事の内容等）を、重症心身障害のある方（Ⅱ類型）の架空事例を用いながら、  
裏から読むとご家族向けの情報（事業対象者や利用の流れ等）を、行動障害が現れている方（Ⅲ類型）の架空事例を用いながら紹介しています。  
あまり多く知られていない重度障害者等包括支援について、このリーフレットにより広く周知され、重度障害者の地域生活継続の一助になればと願っております。



障害者を対象としたサービスは、15個の障害福祉サービスと相談支援、  
地域生活支援事業等があります。これらのサービスを利用するには、  
あらかじめ自治体から支給決定を受ける必要があります。

ただし、1つのサービスを除いては・・・。

たったひとつだけ、使う日に使うサービスを決めることができるサービスがあります。

それが重度障害者等包括支援です。

わたしの暮らしは、重度障害者等包括支援で広がりを見せています。

事 務 連 絡

平成19年4月13日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

障害福祉課

障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について

平素、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく支給決定事務については、平成18年6月26日障害保健福祉関係主管課長会議等において、①適切かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくことが望ましいこと、②支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること、③支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと等その取扱いに係る留意事項をお示ししているところです。

各市町村におかれましては、これまでお示ししていることに十分留意していただきたいと考えておりますが、特に、日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、適切な支給量の設定にご留意いただきますよう、よろしく願いいたします。

事 務 連 絡

平成19年2月16日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課

重度訪問介護等の適正な支給決定について

平素より障害者自立支援法の施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、訪問系サービスについては、平成18年10月に再編を行ったところですが、障害の状態やニーズに応じた支給決定が適切に行われるよう、下記の点に留意いただきたく、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課訪問サービス係  
電 話 03-5253-1111 (内線 3038)  
F A X 03-3591-8914

## 記

### 1 居宅介護について

居宅介護は、短時間（1回当たり30分～1.5時間程度が基本）集中的に身体介護や家事援助などの支援を行う短時間集中型のサービスであり、その報酬単価については、所要時間30分未満の身体介護中心型など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。

### 2 重度訪問介護について

重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護などが、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものであり、その報酬単価については、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。

### 3 重度訪問介護等の支給決定にかかる留意事項

#### (1) 重度訪問介護については、

- ・ 1日3時間以上の支給決定を基本とすること
- ・ 1日に複数回の重度訪問介護を行った場合には、これらを通算して算定することとしているが、これは、1日に提供されたサービス全体でみた場合に、「比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供」されているほか、1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについても、基本的には、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであり、例えば、短時間集中的な身体介護（見守りを含まない）のみが1日に複数回行われた場合に、単にこれらの提供時間を通算して3時間以上あるようなケースまでを想定しているものではないこと。

- (2) このため、上記の重度訪問介護の要件に該当する者であっても、サービスの利用形態によっては、重度訪問介護ではなく居宅介護の支給決定を行うことが適切である場合があること。